

定 款

ヨネックス株式会社

定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第1条 当社は、ヨネックス株式会社と称し、英文ではYONEX CO., LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. スポーツ用品の製造販売
2. スポーツ用品などの古物の買取り、販売
3. スポーツ競技・練習施設、遊園地、水族館ならびに宿泊施設に関する事業
4. 輸出入に関する事業
5. 不動産の売買、賃貸および管理
6. 喫茶・食堂に関する事業
7. ゴルフ場の経営
8. ゴルフ会員権の販売
9. 食料品・菓子・民芸品および装飾雑貨品の販売
10. 再生可能エネルギーを利用した発電機器・器具ならびにその関連機器の製造販売
11. 自転車ならびに自転車・バイク・自動車関連機器の製造販売
12. 靴、鞆、衣類の製造販売
13. 介護用一般医療機器・健康器具ならびに介護用品、健康用品の製造販売
14. 水質改善・空気清浄など地球環境の改善に関連する機器・用品・資材の製造販売
15. 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都文京区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告の方法により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、3億6,000万株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。

(基準日)

第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を行使することができる株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。

2. 前項のほか必要がある場合には、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録株式質権者とすることができる。

(株式取扱規則)

第11条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に、随時これを招集する。

2. 当社は、東京都で株主総会を開催する。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議にもとづき取締役社長が招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故がある時は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1人を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第17条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役が、これに記名捺印する。

2. 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その写しを5年間支店に備え置く。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は15名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間と同一とする。

(役付取締役)

第21条 取締役の決議により、取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができる。

(代表取締役)

第22条 取締役社長は、当会社を代表する。

2. 前項のほか必要に応じ、取締役会の決議により取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役の中から、会社を代表する取締役を選定することができる。

(業務執行)

第23条 取締役社長は当会社の業務を統括し、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役およびその他の取締役(業務執行を行わない取締役を除く。)は、取締役社長を補佐して定められた事項を分掌する。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。

(ファウンダー名誉会長、ファウンダー名誉副会長、顧問および相談役)

第24条 取締役会は、その決議をもってファウンダー名誉会長、ファウンダー名誉副会長、顧問および相談役各若干名を置くことができる。

2. ファウンダー名誉会長、ファウンダー名誉副会長、顧問および相談役は、当会社の業務に関し、取締役社長の諮問に応じるものとする。

(報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会において定める。

(取締役会の招集権者および議長)

第26条 取締役会は、取締役社長が招集し議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役副社長が議長となる。

2. 取締役副社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集手続)

第27条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

(取締役会の決議)

第28条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行なう。

(取締役会決議の省略)

第29条 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第30条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役が、これに記名捺印する。

2. 取締役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。

(取締役会規則)

第31条 取締役会に関する事項については、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める取締役会規則による。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第32条 当社の監査役は4名以内とする。

(監査役の選任)

第33条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期満了する時までとする。

(常勤監査役)

第35条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集手続)

第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。
ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

(監査役会の構成および権限)

第37条 監査役会は、監査役の全員で構成され、法律で定める事項のほか監査役の権限の行使を妨げない範囲において、監査役の職務の執行に関する事項を決定する。

(監査役会規則)

第38条 監査役会の招集手続、決議方法等については、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第39条 監査役の報酬等は、株主総会において定める。

第6章 責任免除

(取締役の責任免除)

第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

(監査役の責任免除)

第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第7章 計算

(事業年度)

第42条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第43条 当社の剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して支払う。

(中間配当)

第44条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める金銭による剰余金の分配（以下中間配当金という）を行うことができる。

(配当金等の除斥期間)

第45条 剰余金の配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されな

いときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

2. 前項の金銭には利息を付けないものとする。

(附則)

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

1. 定款第 14 条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 14 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以 上

(変 更) 1990年2月19日
1994年6月29日
1997年6月27日
1998年6月26日
2002年6月27日
2003年6月27日
2004年6月29日
2005年3月23日
2005年8月 1日
2006年6月29日
2009年6月26日
2013年6月27日
2014年6月24日
2016年6月21日
2017年4月 1日
2022年6月23日